

納税は納期限内に！

STOP 滞納

税金は、福祉や教育、公共施設の整備など皆さんが暮らしやすいまちづくりを行うための重要な財源です。税金の滞納は、財源が損なわれ行政サービスの低下につながりますので、期限内の納付をお願いします。

期限内納付が難しい方は早めの納税相談を！

休日納税相談コーナー

相談日／11月9日、12月14日、令和7年1月11日、2月8日、3月8日(毎月第2土曜日)

時間／9：00～12：00

ところ／役場本館こども未来課（納税相談希望とお伝えください）

※相談の際、次のものをご用意いただくと相談がスムーズに行えます。

- ・直近3カ月程度の収入と支出をまとめたもの（明細またはメモ可）
- ・ローンなどの返済計画表（借入残高がわかるもの）
- ・印鑑（認印可・誓約の時に必要）

※平日は8：30～17：15の間、税務課窓口で相談を行っています。

税金を滞納したままでいると…

督促状が届く

納期限を20日過ぎると督促状が発送されます。

※送付後10日を経過した日までに納付がなければ、差押えを行うことができます。

催告書が届く

納期限から1カ月を経過すると催告書が送られます。

財産調査

金融機関、勤務先、取引先、保険会社などに調査し財産を所有しているか照会します。

財産の差押え・搜索

不動産、動産、預貯金、生命保険、給与、年金、売掛金などの差押えや住宅などの搜索を行います。
※預貯金、給与、売掛金が差押えになると、銀行や会社、取引先から信用を失ってしまう恐れがあります。



自動車の差押え



住宅の搜索

令和5年度 差押えの件数

差押種類	件数
預貯金	181
生命保険	24
給与・年金	38
不動産（土地・家屋など）	11
動産（美術品・娯楽品など）	0
そのほか	32
合計	286

※未納税が累積して高額になったり、悪質な場合には、滞納整理の専門機関である静岡地方税滞納整理機構へ移管することがあります。(令和6年度35件移管中)



教えて？Q & A

Q 平日は仕事なので税金を納めることができません。

町では、コンビニエンスストア・クレジットカード・電子決済など24時間納付可能な方法があります。いずれも納付書が必要です。納付書が無い場合は再発行しますのでご連絡ください。納め忘れのない便利な口座振替もおすすめてです。町ホームページから手続きが可能です。

Q 税金を納付しないと不利益なことがあるのですか？

補助金の支給や国民健康保険の給付など、本来皆さんが受けることができる行政サービスが一部制限されることがあります。

Q 滞納額が少ないので差押えはされませんか？

滞納期間や金額に関係なく、調査して財産が見つければ差押えます。

Q 許可なく財産を調べたり、差押えたりすることは許されるのですか？

督促状を発送して10日を経過した日までに完納しない場合、事前に同意や連絡をしなくても差押えができることになっています。徴収職員は、滞納処分のために財産を調査することが認められています。これらの調査や差押え、住宅の捜索などは法律の規定に基づいて行なわれているため、裁判所の令状などは必要ありません。

お知らせ

■11月11日(月)～17日(日)は税を考える週間です

今年のテーマは「これからの社会に向かって」です。国税庁では、期間中ホームページでさまざまな情報を提供しています。私たちの暮らしを支える税について、皆さん、ぜひこの機会に考えてみてください。

■「税に関する作品」展示

町内の小・中学生を対象として「税金」をテーマに募集した習字やポスター、作文の優秀作品を展示します。

展示期間：12月2日(月)～22日(日) 展示場所：ウェルピアながいずみ



▲ホームページ

☎税務課 989-5507